

総基料第 79 号
平成 24 年 4 月 2 日

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 江部 努 殿

総務省総合通信基盤局長
桜井 修

平成24年度の加入光ファイバに係る接続料の改定(補正)に関して講ずべき措置について(要請)

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(平成24年度の加入光ファイバに係る接続料の改定(補正))」(平成 24 年 1 月 23 日諮問第 3037 号)に関し、別紙のとおり情報通信行政・郵政行政審議会より答申(平成 24 年 3 月 29 日情郵審第 35 号)がなされたことを踏まえ、当該答申のとおり、下記の事項について、貴社において適切な措置を講じられたい。

記

平成23年度第3四半期以降に特別損失に係る見積差額を特別利益として計上する場合には、第一種指定電気通信設備に係る費用を適正に反映する観点から、平成25年度接続料の基となる接続料原価の算定において、平成24年度接続料の算定と同様、必要な減算を行うこと。

以上